消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

平成３０年１２月１１日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第３５条第１項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

１．ガス機器・石油機器に関する事故　２件
（うちガスこんろ（都市ガス用）１件、
屋外式（ＲＦ式）ガス給湯器（都市ガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故　１件
（うち電気温水器１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故　７件
（うち電気ストーブ１件、扉（浴室用折戸）１件、
食器乾燥機１件、スチームアイロン１件、エアコン（室外機）１件、
除雪機（歩行型）１件、電動歩行車１件）

４．製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）において、審議を予定している案件
該当案件なし

１．～４．の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

５．留意事項
これらは消費生活用製品安全法第３５条第１項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】
消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）
担　当：鈴木、柳川、牧野
電　話：03-3507-9204（直通）
ＦＡＸ：03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧　　別　紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800529	平成30年11月15日	平成30年12月6日	ガスこんろ（都市ガス用）	DG3123（TOTO株式会社ブランド：型式KNMG063F）	株式会社ハーマン（TOTO株式会社ブランド）	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から20年以上経過した製品 平成30年11月28日に経済産業省産業保安グループにて公表済 平成30年12月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800531	平成30年11月27日	平成30年12月7日	屋外式（RF式）ガス給湯器（都市ガス用）	RUX-1606WX	リンナイ株式会社	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	沖縄県	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800530	平成30年11月28日	平成30年12月6日	電気温水器	EHPN-CA4S1	株式会社INAX（現株式会社LIXIL）	火災	商業施設のトイレで異臭がしたため確認すると、当該製品内部を溶融する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	東京都	

３. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800525	平成30年11月22日	平成30年12月6日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	平成30年12月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800526	平成30年9月29日	平成30年12月6日	扉（浴室用折戸）	重傷1名	子供（9歳）が浴室から出る際に、当該製品の枠に左足をぶつけ負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月26日
A201800527	平成30年11月23日	平成30年12月6日	食器乾燥機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A201800528	平成30年11月22日	平成30年12月6日	スチームアイロン	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	平成30年12月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800532	平成30年11月27日	平成30年12月7日	エアコン（室外機）	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A201800533	平成30年11月24日	平成30年12月7日	除雪機（歩行型）	火災	倉庫で当該製品を起動中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	青森県	製造から30年以上経過した製品
A201800534	平成30年10月11日	平成30年12月7日	電動歩行車	重傷1名	施設で当該製品を使用中、転倒し、側腹部を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月28日

４. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気温水器（管理番号:A201800530）